

美瑛町経営持続化支援事業について

美瑛町では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、厳しい経営状況に置かれている町内事業者等に対して持続可能な経営維持を目的に支援事業を実施します。

1. 一時給付金交付事業

町内で特に経営に大きな影響を受けている宿泊業、飲食業、旅客交通業を営む事業者を対象に申請に基づき一時給付金を支給します。

(1) 対象事業者（宿泊業、飲食業、旅客交通業）

- 美瑛町内において、令和元年12月31日以前から事業を営み、引き続き事業を継続していく意思のある者。
- 中小企業信用保険法で適用する「中小企業者」であること。
- 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項から第3項に該当しないこと。

上記、3つの要件を全て満たすことを前提とします。

①【宿泊業】

- ・保健所が発行する旅館業法第3条第1項の許可を受けて、美瑛町内でホテル、旅館、民宿を営業している事業者であること。（日本標準産業分類 小分類コード751又は752に該当する業態であること）
- ・町外事業者は、町内の自己所有施設（固定資産）で営業を行っていること、または、美瑛町民を雇用（法人は3名以上雇用）していることが追加条件となります。
- ・なお、下宿、会社等宿泊所、会社寮等は対象外です。

②【飲食業】

- ・保健所が発行する食品衛生法第52条第1項の「飲食店営業許可」を受けて、美瑛町内で飲食店（屋内の独立した店舗内に客席を設け、専ら客に飲食させる業態の飲食業）を営業している事業者であること。（日本標準産業分類 中分類コード76に該当する業態であること）
- ・町外事業者は、町内の自己所有施設（固定資産）で営業を行っていること、または、美瑛町民を雇用（法人は3名以上雇用）していることが追加条件となります。
- ・なお、持ち帰り専門店、配達飲食サービス店、仕出し専門店、移動販売店、宿泊施設内の飲食店、スーパー、コンビニ、社員食堂など特定の人に飲食料を提供する店は対象外です。

③【旅客交通業】

- ・北海道運輸局が発行する道路輸送法第4条第1項の「一般旅客自動車運送事業許可」を受けて、町内に事業所を構える旅客交通事業者であること。（日本標準産業分類 中分類コード432及び433に該当する業態であること）
- ・町外事業者は、町内の自己所有施設（固定資産）で営業を行っていること、または、美瑛町民

を雇用（法人は3名以上雇用）していることが追加条件となります。

（2）給付金額

①【宿泊業】宿泊施設の令和2年度固定資産課税床面積を基準に区分します。

- ・床面積1,000平米未満：一律20万円
- ・床面積1,000平米以上：令和2年度固定資産税年税額のうち、当該宿泊施設に係る家屋・償却資産の1/2の額

②【飲食業】一律20万円

③【旅客交通業】一律20万円

（3）補助回数

宿泊業、飲食業、旅客交通業のいずれかの1回（重複申請は出来ません）

（4）申請書類

- ① 申請書（別記様式第1号）
- ② 個人事業主の場合、申請者の確認書類（運転免許証コピー、住民票など）
- ③ 営業許可証の写し
- ④ 振込口座の通帳の写し（名義、口座番号等の確認ができるもの）
- ⑤ 町外事業者の場合は、町民雇用者の名簿（別記様式第2号）
※美瑛町内の自己所有施設で営業している場合は不要

（5）代理申請

申請にあたり、特別な理由により代理人が申請する場合は、委任状とその代理人の身分証明書の添付が必要になります。

（6）申請期間 令和2年5月11日（月）～令和2年12月30日（水）

（7）申請方法

申請書に記入・押印のうえ必要書類を添えて下記の申請受付窓口に申請してください。

※新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から、極力郵送での申請をお願いいたします。

○申請受付窓口

【飲食業及び旅客交通業】 美瑛町商工会
〒071-0208 美瑛町本町1丁目 四季の情報館3階
電話 0166-92-1175

【宿泊業の方】 美瑛町観光協会
〒071-0208 美瑛町本町1丁目 四季の情報館2階
電話 0166-92-3910

（8）その他

美瑛町では、新型コロナウイルス感染症関係による事業申請等に必要な諸証明（住民票、納税証明書など）は無料交付となりますので、関係窓口にその旨を申し出願います。

2 経営継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、令和2年3月～5月の間において2ヶ月以上の売上額が前年同期と比較して、売上額が30%以上減少した事業者に対し、申請に基づき助成金を交付します。

(1) 対象事業者

- 美瑛町内において、令和元年12月31日以前から事業を営み、引き続き事業を継続していく意思のある者。
- 中小企業信用保険法で規定する「中小企業者」であること。
- 令和元年度の町税（住民税、固定資産税、法人税等）を完納していること。
※町外事業者は、その個人（法人）市町村税を完納していること。
- 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項から第3項に該当しないこと。

上記、4つの要件を全て満たすことを前提とします。

①【宿泊業・飲食業・旅客交通業】

前項の一時給付金交付事業の各補助対象要件に該当し、かつ、令和2年3月～5月の間において2ヶ月以上の売上額が前年同期と比較して、売上額が30%以上減少した事業者

②【①以外の事業者】

令和2年3月～5月の間において2ヶ月以上の売上額が前年同期と比較して、売上額が30%以上減少した事業者。

なお、町外事業者は、町内の自己所有施設（固定資産）で営業を行っていること、または、美瑛町民を雇用（法人は3名以上雇用）していることが追加条件となります。

(2) 助成金額

- ①【宿泊業・飲食業・旅客交通業】 売上減少額の1/2 上限30万円
 ※一時給付金交付事業の各補助対象要件に該当する者
- ②【①以外の町内事業者】 売上減少額の1/2 上限20万円

(3) 助成回数 1回 （前記①と②の重複申請は出来ません）

(4) 申請書類

- ① 申請書（別記様式第3号）
- ② 個人事業主の場合、申請者の確認書類（運転免許証コピー、住民票など）
- ③ 町外事業者は、所在市町村の個人（法人）市町村民税の納税証明書等
- ④ 振込口座の通帳の写し（名義、口座番号等の確認ができるもの）
- ⑤ 前年度確定申告書（法人の場合確定申告書別表1）の写し及び本年と前年同期の売上高が確認できる書類

※ 町外に複数施設及び他業務を持つ法人等においては、該当する町内事業所（施設）に係る売上額及び売上減少額が分かる書類の提出をお願いします。

⑥ 町外事業者の場合は、町民雇用者の名簿（別記様式第2号）

※美瑛町内の自己所有施設で営業している場合は不要

※ 一時給付金交付事業の受給を受けた宿泊業・飲食業・旅客交通業は、②身分証明書、④振込口座の通帳の写し、⑥町民雇用者の名簿の添付を省略することができます。

（5）代理申請

申請にあたり、特別な理由により代理人が申請する場合は、委任状とその代理人の身分証明書等の添付が必要になります。

（6）申請期間 令和2年5月12日（火）～令和2年12月30日（水）

（7）申請方法

申請書に記入・押印のうえ必要書類を添えて下記の申請受付窓口に申請してください。

※新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から、極力郵送での申請をお願いいたします。

○申請受付窓口

【宿泊業以外の方】

美瑛町商工会

〒071-0208 美瑛町本町1丁目 四季の情報館3階

電話 0166-92-1175

【宿泊業の方】

美瑛町観光協会

〒071-0208 美瑛町本町1丁目 四季の情報館2階

電話 0166-92-3910

（8）その他

美瑛町では、新型コロナウイルス感染症関係による事業申請等に必要な諸証明（住民票、納税証明書など）は無料交付となりますので、役場関係窓口にその旨を申し出願います。